

**徳島市幼保連携型認定こども園
整備・運営事業者募集要項**

令和3年2月
徳島市保健福祉部
子ども企画課

【目次】

1	募集区域	1	ページ
2	整備方法	1	ページ
3	定員移管保育所の保護者及び近隣住民の方への対応について	1	ページ
4	応募資格・条件	1	ページ
5	用地等に関する条件	2	ページ
6	施設整備に関する条件	2	ページ
7	運営に関する条件	3	ページ
8	整備に係る補助	4	ページ
9	引継ぎ保育の実施	4	ページ
10	提出書類	5	ページ
11	事業者の選定	5	ページ
12	整備スケジュール	5	ページ
13	募集要項の配付等	5	ページ
14	欠格事項・禁止事項	6	ページ
15	その他の留意事項	7	ページ

【添付資料】

- 1 提出書類一覧表
- 2 提出書類一式
- 3 質疑書

【参考資料】

- 1 施設整備及び運営にかかる補助金等について
- 2 保護者アンケート集計表

徳島市幼保連携型認定こども園整備・運営事業者募集要項

徳島市の次の募集区域において、徳島市立南井上保育所（以下、「定員移管保育所」という。）の定員移管に伴う幼保連携型認定こども園の整備・運営を希望する事業者を、次のとおり募集します。

1 募集区域

(1) 南井上小学校区

①施設名：(仮称) 南井上認定こども園

②定員：110人（1号認定：30人、2号認定：60人、3号認定：20人）

※近隣の待機児童の状況により定員の調整を行っていただく場合があります。

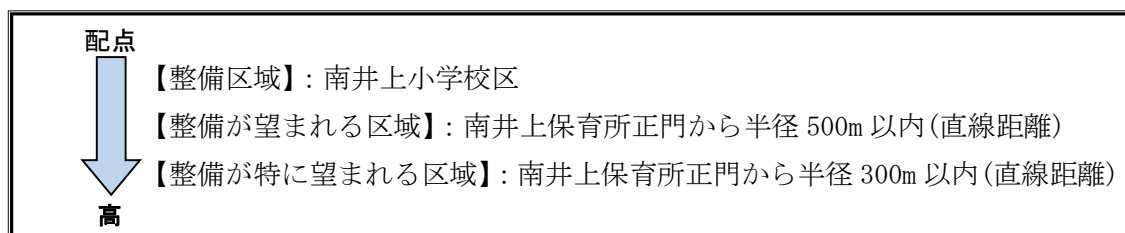
〈年齢別内訳参考例〉

(単位：人)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号定員				6	12	12	30
2・3号定員	4	4	12	16	22	22	80

③開園日：令和5年4月1日（予定）

④整備区域 ※既存の認定こども園及び保育園等との位置関係を考慮すること。



2 整備方法

公募により選定された事業者が自ら用地を確保して建設すること。

3 定員移管保育所の保護者及び近隣住民の方への対応について

公募により選定された事業者は、徳島市が適宜実施する定員移管保育所の保護者説明会等へ参加し、必要な事項について説明を行うこと。また、近隣住民の方に事業者自らが説明を行い、誠実に対応し、理解を得られるよう努めること。(当該説明の内容について、徳島市に報告していただくことがあります。) また、開園後も近隣の方と良好な関係を構築するよう努めること。

4 応募資格・条件

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 社会福祉法人又は学校法人であること。
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号に定める事項に該当しないこと。
- (3) 直近2年間、法人及び理事長（予定者を含む）が国税及び地方税を滞納していないこと。
(国税は滞納・未納がないことの証明、地方税は平成30年度分及び令和元年度分の納税証明書)

- (4) 社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び学校教育法等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、徳島市の教育・保育行政について積極的に協力を行うことができる事業者であること。
- (5) 幼保連携型認定こども園を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有している事業者であること。
- (6) 徳島市の掲げる教育・保育理念を十分に理解し、徳島市の教育・保育行政について積極的に協力できる事業者であること。

5 用地等に関する条件

- (1) 次の①、②のいずれかの方法により、応募事業者が建設用地を使用する権限を有している又は取得することが確実に見込まれること。
 - ① 応募事業者が所有している、又は確実に取得することが見込まれること。
 - ② 応募事業者が地上権や賃借権を有している、又は確実に取得することが見込まれること。ただし、幼保連携型認定こども園の完成までに次のア～ウを全て満たす場合に限る。
 - ア 当該地上権又は賃借権の登記を備えること。
 - イ 借地権の存続期間が30年以上あること。
 - ウ 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されており、収支予算書に適正に計上されていること。
- (2) 応募事業者の使用権限に優先する抵当権等が付されている場合には、新設する幼保連携型認定こども園の完成までの間に抹消が確実であること。
- (3) 建設用地として認められない区域でないこと。都市計画法、農振法、農地法、その他土地にかかる法的規制などについて、関係部局等に一定の事業計画を示した上で事前に相談を行い、当該計画の実現性をあらかじめ確認すること。
- (4) 雨水排水・汚水排水については、必要に応じ放流先の管理者に協議するなどし、適切に処理できることをあらかじめ確認すること。
- (5) 大雨時での道路の冠水状況などについて十分確認しておくこと。
- (6) 通園時における、自動車での送迎が無理なくできる十分な幅員の進入路の確保や、スクールゾーンについて十分確認しておくこと。
- (7) 選定後において、建設計画が近隣住民等に理解されるよう、コミュニティ協議会等に説明を行うとともに、近隣住民等への十分な説明を行い、理解を得ること。また、応募時においても、コミュニティ協議会及び近隣住民等に対し、理解が得られるよう説明を行い、誠実に対応すること。

6 施設整備に関する条件

- (1) 応募事業者自らが所有する建物であること。
- (2) 建物は応募事業者が整備するものとし、開園予定日どおり開園すること。
- (3) 屋外遊戯場を、同一敷地内に整備すること。
- (4) 送迎用駐車場及び駐輪場は必要な規模を設けるとともに、送迎時の安全確保に努めること。
- (5) 建築にあたっては、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守すること。
- (6) 施設整備に係る事業者選定については、一般競争入札に付するなど徳島市が行う契約手続きの取扱いに準拠して行うこと。

- (7) 宅地開発協議等の幼保連携型認定こども園建設に必要な所有の手続きを行うこと。
- (8) その他、徳島市の関係条例、認定こども園関連法令、建築基準法、都市計画法、文化財保護法、消防法関連法規等の関係法令を遵守すること。

7 運営に関する条件

- (1) 定員構成は2・3号及び1号それぞれで0歳児≦1歳児≦2歳児≦3歳児≦4歳児≦5歳児とすること。※最終的な定員構成については市と協議の上、決定する。
- (2) 事業者自らが当該幼保連携型認定こども園を運営すること。
- (3) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に従うこと。
- (4) 開園日は月曜日から土曜日までとし、開園時間は午前7時から午後7時までを標準（徳島市と協議の上、開園時間の調整は可能）とする。
なお、保育標準時間は11時間とし、教育時間は4時間を標準として園則等で定める教育課程に係る時間とすること。
- (5) 保育所部分の休園日は、12月29日から1月3日までと日曜日及び祝日とすること。
- (6) 園長は専従及び常勤であり、施設認可申請時において次のいずれをも満たしている者であること。
 - ① 教育職員免許法による教諭の専修免許状又は一種免許状を有していること。
 - ② 保育士資格を有していること。
 - ③ 5年以上、学校の校長・教員又は児童福祉施設の施設長・保育従事者等の職に就いた経験がある者であること。
- (7) 当該幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭については、保育士、幼稚園教諭、または保育教諭として3年以上の経験を有する者が1/3以上含まれていること。
- (8) 自園調理を実施するとともに、アレルギー食に対応すること。
- (9) 自園調理に必要な調理員を確保するとともに、そのうち1人は栄養士の資格を有するものの配置に努めること。
- (10) 延長保育を実施すること。
- (11) 一時預かり事業の実施に努めること。
- (12) 特別な配慮や支援を必要とする児童の受け入れに積極的に努め、関係機関との協力を行うこと。
- (13) 必要な医薬品、医療品を常備すること。また、嘱託医や嘱託歯科医など、医療機関との連携を図ること。
- (14) 保育教諭の資質向上に向けて、研修を積極的に実施すること。
- (15) 保護者が実費負担することが適当であると認められるもの（3歳児以上に提供する主食及び副食並びに延長保育の実施に伴う利用料等）の実費については、保護者に大きな負担にならないよう努め、内容や金額を書面にて明示し、保護者への説明及び同意を得ること。
- (16) 上乗せ料金を徴収し英語や音楽などを取り入れる上乗せ徴収については、令和5年度から7年度までは実施しないこと。（令和8年度以降は、保護者等と事前協議の上、可能とする。）
- (17) 保育中における利用児童の事故等に備えて損害賠償責任保険に加入すること。
- (18) 実施事業内容について、徳島市への報告と徳島市の立ち入り調査等について協力すること。
- (19) 入所児童の確保の計画及び実行を積極的に取り組むこと。
- (20) 運営にあたっては、近隣住民等の理解・協力を得るよう努めること。

- (21) 地域コミュニティ及び学校等との連携・協力を努めること。
- (22) その他、認定こども園関連法令等を遵守すること。

8 整備に係る補助

(1) 補助金の申請及び交付決定

整備に係る補助金については、公募により選定された事業者が行う整備事業に対し、徳島市における令和4年度予算成立後予算範囲内において交付決定を行う。補助金は、国の保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の活用を予定している。(別紙「参考資料」を参照すること。)

(2) 補助金の交付

整備事業終了後、実績報告書の提出により適正と認められた後に一括交付する。

(3) その他留意事項

- ① 補助対象経費は徳島市補助金等の交付の内示がされた日以降の契約等を対象とする。
- ② 実際の補助額は令和3年度以降の補助制度によって変更となる場合がある。

注意事項

- 本事業に係る徳島市予算が成立しない場合や、保育所等整備交付金又は認定こども園施設整備交付金の対象事業とならなかった場合には事業化されません。また、市の内示日より前に契約を行ったものは補助の対象外となるためご注意ください。これらにより事業者が損害を被ったとしても徳島市は一切その責を負いませんので、応募事業者はこの点についてあらかじめ了承のうえ、申請書類を提出してください。
- 本募集要項による計画承認を受けた場合でも、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法等の規定による認可等の申請手続きが別途必要となります。また、認可等の申請時点において、関係する法令等の基準を満たしている必要があります。

9 引継ぎ保育の実施

公募により選定された事業者は、定員移管保育所からの子どもの受入れを容易にするため、事務及び保育の引継ぎを実施し、子ども及び保護者並びに地域等との関係づくりに努め、特に入所している子どもへの影響を最小限にとどめること。

(1) 引継ぎの方法

ア 施設長（又は主任保育士）予定者は、随時定員移管保育所を訪問し、保育内容の確認及び引継ぎ状況の把握を行うこと。

イ 保育内容の全体像、子どもの状況把握及び個別の指導内容の確認等のため、事業者が配置を予定している職員を各クラスに原則1人配置し、3か月以上の引継ぎ保育を行うこと。

(2) 引継ぎにおける注意事項

引継ぎにより派遣された職員は、各徳島市立保育所の個人情報等について、徳島市個人情報保護条例等による守秘義務を負うこと。

(3) 引継ぎの費用負担

引継ぎに要する人件費については、令和4年度の徳島市の予算の範囲内において負担することを検討している。

10 提出書類

提出書類は、別紙提出書類一覧表のとおりです。正本1部、副本7部、計8部提出してください。(審査にあたっては、追加資料の提出を求められることがあります。)

提出書類はA4サイズ縦型で綴り込み(2穴綴じ)し、表紙及び背表紙には応募する施設名((仮称)南井上認定こども園)及び事業者名を記載してください。また、仕切り紙にインデックスシールを貼付し様式番号を表示してください。

11 事業者の選定

(1) 事業者の選定方法

徳島市認定こども園整備事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、別に定める「選定基準表」に基づき書類審査及びヒアリング等を行い、選定委員会の審査結果を踏まえ、徳島市で事業者を決定します。

なお、応募書類の提出後、追加資料の提出を求められる場合があります。

(2) 選定結果と公表

事業者の決定は、決定後速やかに応募事業者に文書で通知します。また、選定事業者については公表を行います。

(3) 次点者の取扱いと再募集

公募により選定された事業者が令和3年度中に辞退した場合、次点者(選定委員会において基準点を超える評価を受けた者に限る。)を繰り上げて事業者に決定することがあります。

また、合計点の最も高い応募事業者が基準点に達しない場合や応募がない場合は、再度公募を行うことがあります。

12 整備スケジュール

【スケジュール(予定)】

内 容	期 間
募集要項の配付	令和3年2月3日～令和3年4月16日
質問の受付	令和3年2月3日～令和3年3月16日
質問に対する回答	随時、徳島市ホームページにて回答予定
応募申込書類提出期間	令和3年3月17日～令和3年4月16日
選定委員会	令和3年4月下旬～令和3年5月中旬
(ヒアリング等の実施)	令和3年5月上旬
選定結果の通知(内定通知)	決定後速やかに通知
整備補助金事前協議	令和4年2月上旬
整備補助金内示	令和4年4月上旬
施設整備	整備補助金交付決定後から令和5年3月中旬まで

13 募集要項の配付等

(1) 募集要項等の配付場所

配付場所：〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
徳島市保健福祉部子ども企画課(市役所本館3階)
TEL 088-621-5244(直通)

※募集要項や提出書類等の関係書類は徳島市のホームページからダウンロード可能
(徳島市ホームページアドレス：<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/>)
(令和3年度の組織改正により提出先が変更となる場合があるため、徳島市ホームページを御確認ください。)

(2) 配付期間

令和3年2月3日(水)から令和3年4月16日(金)まで
(窓口配付は土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

(3) 募集に関する質問の受付

受付期間：令和3年2月3日(水)から令和3年3月16日(火)午後5時まで
受付方法：別紙「質疑書」に記入のうえ、子ども企画課へE-mailにより提出し、送信した旨を必ず電話にて連絡してください。
(kodomo_kikaku@city-tokushima.i-tokushima.jp)

回答方法：随時、徳島市ホームページにて回答予定。

(4) 応募申込書類の受付期間及び提出方法等

受付期間：令和3年3月17日(水)から令和3年4月16日(金)まで
(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)
提出先：徳島市保健福祉部子ども企画課（市役所本館3階）へ直接持参してください。
(令和3年度の組織改正により提出先が変更となる場合があるため、徳島市ホームページを御確認ください。)

14 欠格事項・禁止事項

応募事業者が次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外又は失格とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- (2) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や、市のヒアリング等において虚偽の説明等を行った場合。
- (3) 応募資格のない者又は応募資格を取り消された者が応募した場合。
- (4) 応募書類の提出後、重要事項（整備場所、定員、階数等）を市の承諾なく変更した場合（それ以外の項目についても変更の際には、随時事前の相談が必要です。）又は応募書類が本要項記載の要件を満たさない場合。
- (5) 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合。
- (6) 応募の採否の働きかけを行う等の目的で、応募者又はその関係者が市の職員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合。
- (7) 応募期間終了後において、応募者が前記の応募条件等を満たさなくなった場合。
- (8) 選考後において、開発許可が得られない場合や応募内容に重要な変更が生じた場合。
- (9) 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、もしくは選定の期間中及びその前後に、本事業について選定委員会委員に個別に接触した場合。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものが構成員の中に存在する団体に該当する場合。
- (11) その他不正な行為があった場合。

15 その他の留意事項

- (1) 公募により選定された事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備及び運営に当たっては、徳島市の関係法令を遵守することはもとより、徳島市と誠実に協議し履行すること。
- (2) 公募により選定された事業者は、所有する既設の保育園等を廃止しないこと。
- (3) 公募により選定された事業者は、決定後速やかに建設予定地のコミュニティ協議会等に報告を行うとともに、必要に応じ近隣住民等に対する説明会を行うなど、建設予定地の近隣住民に対し誠実に対応し、理解を得られるよう努めること。
- (4) 用地の確保、施設の整備及び設置認可等に係る諸手続きは、公募により選定された事業者が行うこと。
- (5) 整備計画地の周辺に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条にあたる営業所が所在している場合、児童の保育環境として大きな課題があり、当該施設とトラブルになることが考えられるため、十分な確認をすること。
- (6) 事業計画の変更は原則として認められないため、変更する場合は必ず事前に徳島市と協議すること。ただし、事業計画を変更することができるのは真にやむを得ない理由があると認められる場合に限るものとする。特に開所予定日については厳守するものとし、事業者の責によらない理由を除き、原則として延期は認めない。

また、市は以下の場合決定を取り消す場合があり、この場合、事業者はすでに要した費用の弁済を求めることはできません。

 - ① 本募集要項に記載された事項について、重大な違反行為があったと認めるとき。
 - ② 当初予定していた施設等の確保が困難になるなど計画内容に大幅な変更が生じたとき。
 - ③ 予定していたスケジュールからの大幅な遅れが生じるとき、あるいは事業実施の目処が立たなくなったとき。
 - ④ その他の事情により、適切な保育事業の実施が困難と認めるとき。
- (7) 開所予定日に児童の保育を実施できない場合、そのことにより生じる一切の責任や損害は、事業者が負担すること。
- (8) 公募により選定された事業者が事業の実施を取りやめる場合は、必ず事前に徳島市と協議の上、速やかに辞退届を提出すること。
- (9) 提出された書類は返却しません。また、提出書類は徳島市情報公開条例の規定に基づき公開の対象となります。
- (10) **提出された資料の内容変更及び書類の提出は、受付期間終了後は原則認めません。ただし、徳島市から追加・補足資料の提出などを求める場合があります。**
- (11) 応募のために支出した費用等については、徳島市は補填しないものとする。
- (12) 法人を所管する徳島市保健福祉政策課及び徳島県等に、応募に際しての注意点等を事前に確認及び相談すること。
- (13) その他、条件等を事業者の決定後に指示することがあります。
- (14) 本募集要項の定義などは徳島市の解釈によるものとする。

徳島市保健福祉部子ども企画課 施設整備担当

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

TEL 088-621-5244 FAX 088-655-0380

E-mail kodomo_kikaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

※令和3年度の組織改正により変更の場合あり。(徳島市ホームページ要確認)